

社会福祉法人聖恵会 聖恵デイサービスセンター運営規程（指定通所介護）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人聖恵会が開設する聖恵デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 聖恵デイサービスセンター
- （2） 所在地 竹原市忠海中町三丁目16番1号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管 理 者 1名 （常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生 活 相 談 員 3名 （常勤兼務3名）
生活相談員は、日常生活全般にわたる相談に応じ、必要な助言や援助を行う。
- （3）看 護 職 員 4名 （非常勤専従1名、非常勤兼務3名）
看護職員は、利用者の健康管理やその他健康保持のための業務を行う。
- （4）介 護 職 員 6名 （常勤兼務2名・常勤専従3名・非常勤専従1名）
介護職員は、日常生活上の必要な介護を行う。
- （5）機能訓練指導員 4名 （看護職員が兼務）
機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、5月4日から5月5日、8月13日から8月15日、12月31日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、サービス提供時間は、午前9時15分から午後4時20分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、25人とする。

(指定介護予防通所介護・第1号通所事業を含む)

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 生活指導(相談・援助)
- (4) レクリエーション
- (5) 日常動作訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎

(利用料等その他費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスとして提供された場合の利用料は1割、2割、又は3割とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

(2) 食費 一回当たり 600円

(3) オムツ代 オムツ50円 リハビリパンツ130円 尿とりパット20円

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、竹原市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 従業者に対する、虐待の防止のための定期的な研修の実施
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

(身体的拘束等の適正化の推進)

第 13 条 1 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならないものとする。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる事項を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他、身体的拘束等の適正化のために必要な措置

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

第 15 条 事業所は、指定通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの

提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第 17 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 18 条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 19 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、利用者の家族、保険者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等必要な書類を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附 則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 14 年 9 月 25 日付で改正し同日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日付で改正し同日より施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日付で改正し同日より施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日付で改正し同日より施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日付で改正し同日より施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日付で改正し同日より施行する。

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日付で改正し同日より施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 5 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、平成 24 年 12 月 25 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、平成 29 年 10 月 12 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、令和元年 12 月 1 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、令和 6 年 2 月 10 日付で改正し同日より施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日付で改正し同日より施行する。